

平成23年度笠間市行政評価外部評価委員会 議事録

1. 日 時 平成23年8月18日(木)
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委 員 井上 操
岡野 博之
赤津 長弘
大関 賢一
中澤 まさ
横須賀 徹
所管課 小坂市民生活部長,(環境保全課) 木村課長, 増淵課長補佐, 木村主査, 山口係長
事務局 小松崎市長公室長,(行政経営課) 野口課長, 石井課長補佐, 福嶋主査, 高松係長, 鈴木係長, 石塚主事
4. 傍聴者 1名
5. ヒアリング事務事業 不法投棄防止事業
6. ヒアリング内容

【事業説明】環境保全課

【事前質疑回答】環境保全課

- Q 看板設置が行為者に対する抑止力となっている根拠は何か。単に投棄場所の移動になっていないか。
- A 抑止力というのは、その行為をするのが困難若しくは高い代償を払うことになるなどを感じさせることと思いますが、看板を設置することである程度の効果は出していると判断しています。また、投棄場所の移動になっていないかということですが、不法投棄の現状は、投棄されては清掃の繰り返しですのでご理解いただきたいと思えます。
- Q 各地域の不法投棄監視員等は任命しているか。
- A 笠間地区6名, 友部地区10名, 岩間地区5名の合計21名を任命しています。
- Q 不法投棄防止は、各地域での監視体制を強化するとともに、投棄箇所の改善を行っていく必要がある。各区において、「環境委員会」を設置し、その活動に当たらせる制度を早急に作るべきではないか。
- A 監視体制の強化は図っていかなければならないものと認識しております。ボランテ

ィア監視員等を活用していきたい、強化していきたいと考えています。

Q ほぼ1年間を通して1人の職員がこの事業に携わっているようであるが、1年間どのようなことをしているのか。行動記録的な業務日誌の提出をお願いしたい。

A 環境保全課11名の本業務に係わった延べ時間を基に算出しています。一人の職員が専属で付いているものではありません。業務については、クリーン作戦の企画、シルバー人材への委託、市民等からの通報による不法投棄の措置などです。

Q 関係ボランティア団体一覧の提示をお願いしたい。

A ごみを考える会、笠間市岩間環境美化推進協議会、笠間市不法投棄監視員21名、県UD（不法投棄監視員）7名、道路里親制度 県5団体、市16団体です。

【質疑議論】

○委員

環境委員の話は、私が出しましたが、基本的に市役所だけではちがあかない。クリーン作戦などもあるが、年3回でしかない。

地道ではあるかもしれないが、地域での毎日の活動が必要。各区で組織を作り、活動する仕組みを作らないと、ボランティア組織16団体では、人数的に足りない。

地域コミュニティで活動する、活動させるということを条例化してもいいのではないかという意味での意見としてお尋ねした。

○委員

区ごとの取り組みが必要ではないかとのお話がありましたが、クリーン作戦年3日、普段考えていることは、市職員は、必ず出て市内の不法投棄の現状を見てもらいたいと思う。

○委員

人件費にこだわりたいが、不法投棄（幹線道路の清掃）の関係はシルバー人材センターがほとんど行っている。クリーン作戦は、市の職員も出ているけど、各区などボランティアで行っている。

それで年間1人というのはかなり大きい数字だと思う。何人かで行ってトータルすると、この数字になるということだが、民間企業だと、年間1人分というのは、ものすごく大きい、どのようなことをやっているのか。

○環境保全課

投入コストですが、不法投棄には限りがないということで、シルバー人材センターの業務、クリーン作戦の業務、通常不法投棄の収集運搬業務、その他の不法投棄の苦情など、

そういった一連の業務の積み重ねです。

○委員

クリーン作戦は定着しているので、ほとんど手はかからないと思う。不法投棄の監視委員が21名いて、それぞれ各地区に配置しているとのことだが、監視員の活動実態などわかるか。年何回活動しているとか記録などはあるか。

○環境保全課

年2回の協議会を行っています。去年は震災の関係で1回です。勉強会などを実施しています。

○委員

伺いたいのは監視員の出勤記録のようなものです。活動日数です。

○環境保全課

不特定です。各監視員から通報があれば、それを苦情処理名簿に何回と記載しています。

○委員

通常、監視員制度というものは、巡回日数と通報件数とか記録するべきではないのか。そういった決まりはないのか。

○環境保全課

自分の近所を回って、不法投棄があれば、それを報告しています。いつ出勤したとかではなく、普段から監視活動をしています。

○委員

通報件数はひとり当たり何件でしょうか。

○環境保全課

いまは把握していません。

○委員

監視員は無償ですか、有償ですか。

○環境保全課

無償です。

○委員

どういう基準で選んでいるか判りませんが、こういうことを引き受けてくれる人は、沢山います。もっと積極的に活動する人はいます。本当にやる気がある人が監視員になっているのか、その点を検討する必要があるのではないかと。

○委員

監視員は市内で21名だけですか。これは委嘱ですか、委嘱なら何で21名だけなのか。21名では、とても（市内を）回りきれないと思う。

例えば防犯連絡員は、もっと細かく地域を回っている。たった21名の方がどのような活動ができるのか。

○環境保全課

不法投棄の監視員の設置要綱の規定で、30名以内となっています。この人数は、そこからきています。

○委員

私は毎朝散歩をしています。

お年寄りふたりでゴミを拾っている方がいます。こういう人は沢山いると思うので、各地域に任命するようにすればいいと思う。そうすることで、今度はその人達がゴミを捨てなくなるし、普及活動もしていただけるのではないかと。何も21名だけで行わなくてもいいのではないかと。

○委員

効率性のところで、どちらとも言えないとなっているけど、これでは事業を投げているですよ。どちらとも言えない効率性の仕事を、外部評価に出してということ自体が疑問です。

どちらとも言えないというのは、何がどちらとも言えないのか、もう一度説明してもらわないと。

最初に質問があつて答えた看板の設置も、効果があるのかないのか言われても、どちらとも言えないですね。場所によっては、その看板があるところ自体が汚い場合もある。

そういうものにお金を出すより、他に手はないかという方が先ではないのかと思う。

そこで何うが監視カメラは設置しているのか。

○環境保全課

監視カメラは設置していません。合併前の笠間市にはダミーカメラを設置した経緯はあ

りましたが、全く意味はないということでした。

不法投棄の場合、徹底的な監視カメラを設置する自治体が多いのは現実です。

以前、監視カメラを付けたらという議論をしました。我々が把握している不法投棄の86か所に設置すれば、事案発生の現況はつかめます。

しかし、監視カメラを付けることで、市民の取り方が議論され、そのままとなってしまった経緯があります。

それは、監視カメラは不法投棄だけでなく、一般市民のプライベートな部分に影響があるということです。

○委員

その議論は、監視カメラの設置の目的が不法投棄の抑制ではなく、摘発が目的で設置しなくてはということか。

悪質事例が多い所に、監視カメラを設置することで、市民に対して、どれだけ周知できて、かつカメラの映像管理を、どれだけセキュリティをもって、管理できるかだと思う。

最大の抑止力は、笠間で投棄したら捕まると報道されることが、最大の抑止力だと思う。

監視カメラの設置だけでは意味がないと思う。

○委員

不法投棄対策は環境保全課で行わないといけないと思っていますね。21名の監視員とシルバー人材センターの活動が、約246日で、おそらく1～2人で回っている。それと年3回のイベントでいいと思っているのが、まずいのではないか。

○環境保全課

それらが、不法投棄の事業すべてではありません。県との業務連携事案も5件あります。これらは、県とも連携しひとつひとつつぶしていかなければなりません。

○委員

それは分かります。産業廃棄物や一般廃棄物は処理システム、仕組みは出来上がっている。

できないのが散乱ゴミです。これはだれの責任でやるのか決まっていけないのです。だからそれをきちんと抑止して、誰が回収して処理するのかという、システムを作りましょうといっているのです。

○委員

不法投棄は環境保全課だけの問題ではなくて、市が監視カメラを付けて、摘発していこうという強い心構えをもたなければ、担当者だけでは無理だろうと思う。

もう一度、考え直していく必要があると思う。そうすれば効率性もあがり、職員の意識も変わってくると思う。こういうところを練り直していただきたい。

【評価】

○委員長

全員が「改善し、継続」です。

改善しなくてはいけないのは抑止力，それに処理システムの構築。また監視体制の強化です。